

ア 7-6-7-2～3、ア 7-6-8-1～2

● 摂津国島下郡内瀬村西田家文書の整理について

内瀬（ないぜ）村文書については、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』（昭和 35 年 1 月 1 日現在、関西大学図書館シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和 35 年刊）の「摂河泉近世文書目録」に、総数 142 点、および主な内容ごとの点数が掲載されている（157 頁）。その後、昭和 63 年（1988）に古書店より 1 点〔2 函の 15〕が追加購入された。現状は 4 箱に分蔵された文書群で、各箱に記された番号は以下の通りである。

ア 7-6-7-2	1 函	1-10 (366-375)
ア 7-6-7-3	2 函	11-33 (376-398)
ア 7-6-8-1	3 函	(399-428)
ア 7-6-8-2	4 函	(429-472)

本文書は、過去に複数回にわたって調査された形跡がある。2 種類のラベルが貼られ、番号付きの付箋が挟まれているほか、大半の冊子物には手作りの表紙が付けられている。

ラベルについては、枠外下部に「関西大学図書館」と印刷されたものと、枠外上部に「近世史料」と印刷されたものの 2 種類がある。例えば明治 11 年 7 月 4 日付の「旧高総記載帳」では、関大図書館ラベル（枠内 3 段）には「内瀬村／／84」と印字されており、近世史料ラベル（同）には「1J6／224／53-11」という複雑な番号がペン字で記されたうえに、枠下に鉛筆で「2683」と書かれている。ただし、後者のラベルについては、貼られていない文書があり、また未記入のものもある（追加購入文書も未記入）。これらのことから近世史料ラベルに記された番号は、関大図書館ラベルに先行すると考えられるが、そのおりの調査・整理状況はまったく不明であり、ラベル番号も今日では利用することができない。

ついで、関大図書館ラベルと付箋の番号を検討すると、前者は内瀬村西田家文書 4 箱の通し番号となっていて 1 から 136 までである。上記の 3 函には 34～63、4 函には 64～136 が収められている。また、後者は 366 から始まり 472 で終わるが、459 については、親番号の後に、1 から 29 の枝番号が付いたものが続く。おそらく、459-1～29 は本来 459 の袋に納められた一括文書であると認識され、付箋を挟む際に枝番号を付与したのであろう。これら付箋番号は、他の文書群と合わせての通番と考えられるが、文書箱自体の番号の記載にも反映されている。

以上の状態を勘案すると、近世史料ラベルの番号が付与されたのは「摂河泉近世文書目録」作成のころ、関大図書館ラベルと付箋は、文書の追加購入後と推測される。ただし、本文書が図書館に入った経緯、および当初から「西田家文書」と認識されていたかは不明であるが、文書の内容から、西田家の家蔵文書で齟齬はなさそうである。

本文書の再整理・目録化に当たっては、箱ごとに 1 から始まる「資料番号」を付与した付箋を新たに挟むこととし、古い付箋は外した。

冊子物に付けられた後補の表紙については、昭和期に閲覧の便と史料保護を目的として作成されたようである。厚紙を芯にして和風の紙（洋紙）でくるみ、墨書の題箋を表紙左肩寄りに、印刷のものを背に貼るなど、一点ずつ丁寧に作られている。しかし、大判の寛永検地帳〔1 函の 1～4〕、明治元年の「田畑

名寄民図帳」〔3 函の 30〕以外は、原文書を内側に貼り込んでいるため、厚表紙との間に遊びができ、開閉のたびに原文書の表紙が折れて皺がよるなど、本来の機能を果たしておらず、むしろ逆効果である。しかも、すでに劣化しているものがいくつかあり、史料の保護に中性紙を用いる今日的な観点からしても、問題である。

● 摂津国島下郡内瀬村と西田家について

摂津国島下郡内瀬村は現・茨木市中心部のやや南東に位置し、安威川の西に広がる水尾郷の 1 つであった。『旧高旧領取調帳』に見える近世末期の支配関係と村高は、徳川御三卿の 1 家である田安家領が 410 石 8 斗 6 升 6 勺、高槻藩領が 5 石 4 斗 3 升 1 合 4 勺であった。文書の宛所によく見られる「長柄御役所」は、西成郡南長柄村（現・大阪市北区長柄）にあった田安家の陣屋のことである。

近世初頭から明治 22 年町村制施行までの内瀬村の変遷は、以下の通りである（『大阪府全志』）。

元和元年（1615） 内藤紀伊守信正の領知
元和 3 年（1617）1 月 幕府代官支配
寛永 2 年（1625） 板倉周防守重宗の領知
明暦 3 年（1657） 同属、板倉伊予守重形の領知
天和元年（1681） 幕府代官支配
正徳 3 年（1713） 大坂城代松平大蔵少輔勝以の役知
享保 5 年（1720） 村高 416.292 石を分割
410.8606 石は徳川代官支配／5.4314 石は高槻藩永井飛騨守直期の領知
延享 4 年（1747）1 月 幕府代官支配地は田安家の領知となる
明治元年（1868）初 田安家領は一旦御料となり、5 月末に田安家領に戻る
明治 2 年（1869）6 月 上知・版籍奉還により、田安藩支配／高槻藩支配
同年 12 月 26 日 田安藩が兵庫県の管轄となる
明治 4 年（1871）7 月 15 日 高槻藩が高槻県の管轄となる
同年 8 月 （旧田安家領）兵庫県第 39 区に編入
同年 11 月 20 日 全域が大阪府の管轄となる
明治 5 年（1872）5 月 島下郡第 3 区 10 番組
明治 8 年（1875）4 月 30 日 第 8 大区 3 小区 10 番組
明治 10 年（1877）9 月 18 日 第 8 大区 3 小区（番組廃止）
明治 12 年（1879）2 月 10 日 島下郡役所部内
同年 2 月 21 日 第 19 分画に属す
明治 13 年（1880）7 月 2 日 真砂村・水尾村と 3 か村聯合
明治 17 年（1884）7 月 1 日 第 22 戸長役場管内
明治 22 年（1889）4 月 1 日 町村制施行により玉櫛村大字内瀬となる

西田家は近世、島下郡内瀬村で村役人を務めた家柄である。通称として「藤兵衛」と「為三郎」の二つの名前が見られる。藤兵衛は享保 17 年（1732）に年寄として登場するのが初めて〔1 函の 9〕、文化 10

年代には百姓代、同 14 年（1817）に年寄となって幕末まで年寄藤兵衛として現れ、元治元年（1864）には庄屋に昇格する。明治には伍長や百姓惣代となっているが、その間、何度か代替わりをしている。

為三郎については、寛政 2 年（1790）に庄屋として初めて登場、慶応 4 年（1868）から明治 3 年（1870）頃にも庄屋で現れる。その後、明治 6 年には副戸長、7 年に戸長となるが、同 11 年には用掛として名前が見える。

明治元年 11 月の「田畑名寄民図帳」〔3 函の 30〕には、庄屋西田為三郎を藤兵衛が後見していることが記されている。兩人については生年が分かっており〔3 函の 29〕、為三郎は天保 6 年（1835）10 月生まれで当時 33 歳、藤兵衛は文化 9 年（1812）3 月生まれで 56 歳である。二人は 23 歳の年齢差があることから親子と推測される。西田家では、家を継ぐに当たって、二つの通り名を適宜使用していたようである。

なお、西田家に残る寛永検地帳について、享保 17 年の村明細帳では内瀬村の庄屋八郎兵衛方で預かっている旨、記されている。同明細帳の奥には庄屋八郎兵衛と並んで年寄藤兵衛の名が見えるので、八郎兵衛と藤兵衛は明らかに別家である。ある時代に、庄屋八郎兵衛の家から西田家へ検地帳が移されたものと考えられる。

● 摂津国島下郡内瀬村西田家文書の内容について

西田家文書は寛永 6 年（1629）から明治 10 年代半ばまでのもので、挟み込み文書等も含め総点数 162 点である。分量は少ないながらも、明治 22 年町村制施行以前の旧村落の様子がわかる重要な史料を多く含む。とくに土地関係の文書が充実しているほか、村定・村明細などによって内瀬村の基本的な情報を得ることができる。そのほかにも水利や寺社などに関し、興味深い文書が散見される。

土地関係文書でとくに注目されるのは、寛永 6 年 3 月 6 日付の検地帳〔1 函の 1～4〕である。計 4 冊あり、京都所司代板倉周防守重宗が知行所である水尾郷 5 か村（内瀬・北所・地下・小路・真砂）の検地を行なったものである。土地は 1 筆ごとに、上々田・上田・中上田・中田・下田・上畑・中畑・下畑・内畑・屋敷の地目・等級別に分類されている。5 か村全体の総計は、反別 118 町 4 反 7 畝 21 歩、石高 1668 石 1 斗 1 升であった。

また、その寛永 6 年検地帳から内瀬村分を抽出し、地目・等級により分類したうえで請人別に集めたものが、「寄覚」「寄帳」である〔1 函の 5～8〕。これは各表紙に「五冊之内」と記載があることから、本来は計 5 冊であったが、今日残っているのは 4 冊である。上々田、上田、上畑・中畑・下畑、屋敷・内畑の 4 冊分が残っているため、欠落しているのは、中上田・中田・下田分の 1 冊であったと推測される。

村明細帳は享保 17 年（1732）8 月の写しが残る〔1 函の 9〕。当時の内瀬村庄屋八郎兵衛、年寄八右衛門・藤兵衛から「宇治御役所」に宛てられたものである。宛先は当時の幕府代官上林氏の宇治代官所のことである。明細帳の内容にしたがって村の規模を以下に示す。

村高 416 石 2 斗 9 升 2 合

内 42 石 4 斗 9 升 2 合	無地高引（寛永 6 年検地で石高減少）
6 升 9 合	郷蔵屋敷
1 升 5 合	永荒引
7 斗 8 升	井路敷引

残高 372 石 8 斗 4 升 6 合

田反別 22 町 9 反 7 畝 28 歩

内 16 町 3 反 2 畝 18 歩 両毛作、6 町 6 反 7 畝歩ほど 片毛作

畑反別 2 町 3 反 9 畝 9 歩 3 厘

屋敷反別 6 反 8 畝 15 歩

内 16 歩 郷蔵屋敷

家数 46 軒 (高持 28 軒、水呑 17 軒、寺 1 か寺)

人数 男 104 人、女 104 人、僧 1 人

外に社僧 2 人 (水尾 5 か村氏神会所預り)

また、内瀬村の家数・人数を示す後世の史料として、明治 6 年 (1873) 4 月改の「戸数人員出生年月取調書上ケ帳」〔3 函の 29〕がある。集計すると、家数 52 軒、人数 248 人 (男 120 人、女 128 人) となる。家数のうち 11 軒は西田姓、9 軒は奥野姓 (村役人平兵衛・槌平を出した家を含む) である。

内瀬村の定書のうち、〔3 函の 20〕は作成年が不明ながら、川原での石砂拾いに関するものや、堤や堀の損壊があれば知らせることなど、内瀬村周辺の土地環境を反映している条項が多く、興味深い。内瀬村周辺は、安威川の下流域であり、土地が低く、たびたび洪水被害を受けていた。

また、天保 5 年 (1834) の「村方儉約定書」〔2 函の 11〕は、文政年間に作成された定めを再度出したものである。したがって、前年 (天保 4 年) から発生した天保の大飢饉の影響を受けて作成されたものではない。しかし、飢饉が全国的に広がっていたことを考えると、全くその影響がなかったとはいえないであろう。

西田家文書には水利関係の文書も多数残っており、安威川・神埼川筋や井路などの絵図、越石米 (こしこくまい) の出入り一件などの文書が含まれる。越石米とは、農地を悪水 (灌漑後の不用水) から守る井路を掘るにあたり、その井路敷の土地に対する賃借料をさす。北摂地域ではよく見られ、その負担は大きかったようである。そのため、越石米の納入が滞り、訴訟となることもあった〔2 函の 18、3 函の 1・23〕。

ほかに見るべきものとして、安威川筋の通船に関する文書〔2 函の 6〕がある。島下郡十日市村の百姓半右衛門が新規に安威川での船運をもくろんでいたが、内瀬村を含む 45 か村がその差止めを願ったものである。安威川の上流は土砂山で、出水のときには下流に土砂がたまるので川床が高くなり、耕作にも支障が出るため、通船を止めるよう求めていた。そこで半右衛門を召し出して対談する予定であったが、半右衛門が病気になったために難航していたようである。

この安威川筋の問題は近現代に入っても続いており、堤防などの設置による対策を行っていた。しかし、昭和 42 年 (1967) 7 月に襲った集中豪雨の影響で堤が決壊し、流域は大規模な洪水被害に見舞われた。それを契機としてダム建設が計画され、紆余曲折を経て平成 26 年 (2014) から工事に着工、令和 3 年 (2022) に完成し、翌年から本格運用が始まった。

寺院関係の文書には、享和元年 (1801) の三業惑乱に関するものや、文政 3・4 年 (1820・1821) ・嘉永 6 年 (1853) ・安政 6 年 (1859) の寺請帳〔3 函の 12~15〕、寺の建物の書上げ〔3 函の 18・19〕なども見られる。

三業惑乱とは、寛政 9 年（1797）から文化 3 年（1806）までの 10 年間、浄土真宗本願寺派（西本願寺）学林の第 7 代能化（学頭）智洞が三業帰命の異議を唱えたことにより、教団が混乱した事件である。幕府の寺社奉行が介入するに至るなど大論争となったが、最終的には門主本如が三業帰命説を否定し、正意の宗義が明示され収束した。この三業惑乱一件文書〔2 函の 2〕は、近隣の水尾村に所在する浄土真宗本願寺派勝光寺の不帰依問題に関するものであるが、末寺にまでその影響が及んでいた状況を垣間見ることができる。

明治期の文書には、他ではあまり見られない特異なものが含まれていた。内瀬村の阿片製造に関する史料である。明治 9 年（1876）6 月 11 日の調査で、村内の阿片製造人 8 名および同村戸長西田為三郎より大阪府権知事渡辺昇に宛てた届書であり、内瀬村事務所の「諸願伺届記載ノ留」〔4 函の 20〕に記録されている。明治 9 年の阿片製造について、ケシの作付面積は 8 反 1 畝 25 歩、阿片の製造高は貫目で 2 貫 46 匁、斤目で 12 斤 7 分 8 厘（1 斤＝160 匁）であった。代価は 1 斤につき平均 7 円 50 銭ほどで、換金作物として優秀である。ケシはすべて白花で、前年 10 月中旬の蒔き付けから始まる培養法、阿片の精錬法も記し、製造品見本 8 匁ずつ提出したことが分かる。

北摂を中心としたケシ栽培・阿片製造は、日清戦争以後、台湾での阿片専売制を背景に三島郡福井村出身の二反長音蔵が阿片の国産化を推進し、地元で一大産業に育て上げたことで、全国的に有名になった。しかし、この史料はそれ以前の阿片取締りに関するものであり、おそらく江戸後期から薬用阿片のためのケシ栽培が行なわれていたことを示唆するものとして注目される。

明治政府は慶応 4 年（1868）閏 4 月 19 日に吸引阿片の禁止令を出し（太政官布告第 319 号）、明治 3 年には使用・販売に対する罰則規定を設け、薬用阿片についても医師や薬店など流通過程での取締りを厳重にした。さらに、明治 8 年 11 月 24 日、薬用阿片の製造実態調査を行なうための雛形を示し（内務省乙第 156 号達）、翌 9 年 6 月 1 日にも見本の届出を促す告諭を出している（内務省乙第 69 号達）。本史料は、まさにこの通達を受けて作成されたものである。

なお、〔2 函の 20〕「御内用方勘定控」は、中岡源左衛門という人物の手になるものであるが、南河内地方の村名が散見され、内容から領主財政に関する史料と思われる。直接内瀬村と関係がないようで、なぜこれが西田家文書に含まれているのかは不明である。

本文書中の一部には、近世の身分的差別に基づく表現が見られる。これらの文書は学術研究上、重要な史料であり、歴史の中で生み出された身分制度を正しく把握し、今日も続く不当な差別への認識を深めるために有用である。閲覧者の方々は本学図書館の意図をご理解のうえ、責任を持って適切にご利用願いたい。